

1. 理念・目的・教育目標

新見公立大学法人 中期目標

I. 目的

公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、豊かな教養と高い倫理性を養い、多面的な人間理解を深め、看護、介護及び幼児教育に関する専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活及び文化の向上並びに地域及び国際社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

II. 法人の基本的目標

1 教育

新見公立大学及び新見公立短期大学（以下「大学」という。）は、看護学科、幼児教育学科、地域福祉学科及び地域看護学専攻科からなる大学の特色を生かして、質の高い専門教育及び教養教育を学生に提供することにより、幅広い教養及び専門的な知識並びに優れた技能及び総合的な判断力を持ち、広く社会で活躍できる人材を育成する。

2 研究

教員の教育活動は研究活動の裏づけを必要とするとの理念から、教員の研究活動を支援する。

3 社会貢献

開かれた大学として広く学習の機会を提供し、教育研究の成果を積極的に還元することにより、地域及び国際社会の発展に貢献する。

4 組織運営

適切な組織、人事体制を確立するとともに、経営及び財政の適正化並びに効率化を図る。また、適切な点検・評価体制を構築し、運営の透明性の確保に努めるとともに、公立大学法人としての説明責任を果たす。

III. 業務運営に関する目標

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1) 中期目標の期間

平成20年4月1日～平成26年3月31日

2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる大学の学部、学科及び専攻科を置く。

4 新見公立短期大学自己点検評価報告書 2011

別表	
新見公立大学 学部・学科	看護学部看護学科
新見公立短期大学 学科	看護学科
	幼児教育学科
	地域福祉学科
専攻科	地域看護学専攻科

(a) 理念・目的・教育目標

<現状の把握>

本学は、1980年の開学時に「誠実・夢・人間愛」とする建学の理念を策定し、これを具体化した設置目的を学則第1条に規定している。さらに1996年の地域福祉学科の設置に伴い、文言の見直しを行ってその明確化に努めてきた。これらは学生等に配布する「学生便覧」に記載することによって、これを明示し、教職員・学生に周知している。2005年からは「ホームページ」および「大学案内」にも記載し、高等学校等の教員・入学希望者、一般市民等への周知にも努めている。また、短期大学の建学の理念および設置目的（表1-1）に基づいて、各学科および専攻科（以下「各学科等」）の教育目的・教育目標を定め、これを学生便覧に記載するとともに、ホームページ（「教育情報の公開」のページ）にも掲載している（表1-2）。

本学の建学の理念および設置目的は、入学時に実施する特別講演会において、学長から学生に具体的に説明している。また、各学科等の教育目的・目標については、各学科等において実施されるガイダンスで説明し、カリキュラムがこれらに沿って構成され、教育が行われていることを説明している。

2008年4月1日の本学の法人化に際して、新見市は短期大学の設置目的に沿って公立大学法人を設立し、その内容を定款第1条に定めて明示している（表1-1）。さらに、中期目標として、法人の目的および各学科等の目標を定めた。各年度の計画は、その達成を具体化するものとして策定されている。これらの定款、学則、中期目標、年度計画等は、それぞれホームページに掲載して、関係者への周知に努めている。

表1-1 新見公立短期大学の理念

公立大学法人新見公立大学定款

第1条 この公立大学法人は、大学及び短期大学を設置し、管理することにより、豊かな教養と高い倫理性を養い、多面的な人間理解を深め、看護、介護及び幼児教育に関する専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活及び文化の向上並びに地域及び国際社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為

な人材を育成することを目的とする。

新見公立短期大学学則

第1条 新見公立短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の趣旨にのっとり、広く教養を高めるとともに、看護、介護及び幼児教育に関し、深く専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活及び文化の向上並びに地域又は社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

表1-2 各学科等の教育目的および教育目標

幼児教育学科

教育目的

幼児教育に関する専門的な理論と実地的な技能を教授研究し、保育者であるとともによき社会人として、幼稚園・保育所・福祉施設などの質的充実・発展につくすとともに、地域における保育の振興に寄与することのできる人材を育成する。

教育目標

1. 保育者として必要な資質を向上させるために不可欠な理論を求め、技能を高めようと主体的にとりくむ態度を養う。
2. 保育の本質を理解し、学問的な裏づけをもった実践を行うことのできる能力を養う。
3. 保育者にふさわしい人間的魅力と円満な人格、豊かな情操をそなえた人材を育成する。
4. 保育に対する理解に支えられて、地域社会における幼児の生活環境や、生活文化の浄化向上につとめようとする能力や態度を養う。

地域福祉学科

教育目的

地域社会における介護の役割とは何かを理解しながら、より広角的に介護を展開し、実践できる基礎能力を養う。

教育目標

1. 保健・医療・福祉・文化の4つの角度から、高齢者・障害者の生活文化の創造に積極的にとりくむための基礎的態度と能力を養う。
2. 介護とは何かを常に模索し、介護の対象となる人々のニーズの把握とともに、援助活動を実践する姿勢と能力を養う。
3. 介護を必要とする人々のアセスメントと、介護計画、介護実践とそれらの評価ができる能力を養う。
4. 地域社会における介護展開の必要性を捉え、他の関連職種との連携をとりながら、自らの介護の役割を理解し展開できる能力を養う。

地域看護学専攻科

教育理念

人間愛に根ざした深い教養を持ち、生命尊厳を有する視野の広い看護師として、さらに看護基礎教育で学んだ知識・技術をもとに、保健師として創造的、主体的能力を修得できるように専門的知識・技術を学ばせ、地域の実情に合わせた地域保健活動の発展、向上に貢献する人材を育成する。

教育目的

地域の人々が自らの健康を守り向上することができるように支援する能力を養うため、専門的知識・技術及び態度を学ばせ、地域看護の役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。

教育目標

1. 地域の健康問題を生活の場で把握し、適切な地域看護活動を展開する基礎的能力を養う。
2. 地域住民の健康問題を組織的に解決する意義・必要性が理解でき、地域・職場・学校など集団間における連携や保健医療福祉の連携におけるコーディネート能力を養う。
3. 地域住民が自ら健康問題の解決のため社会資源の活用ができるよう支援する能力を養う。
4. 地域看護の発展・向上のため、自ら研鑽するための研究的態度を養う。

本学の開学以来の沿革は以下に示すとおりである（表1-3）。本学は、過疎脱却と地域の振興を主たる目的として、旧阿新広域事務組合（旧新見市および岡山県旧阿哲郡内の大佐町・神郷町・哲多町・哲西町で構成）を設立母体として、1980年4月に開学した。その後、看護学科の定員の増員、地域福祉学科の増設・男女共学化、地域看護学専攻科の設置、法人化、看護学科および専攻科の改組転換による新見公立大学の設置等を実施し、状況に応じて学舎・学生会館・附属図書館・附属棟の増改築、情報設備の設置等を行って現在に至っている。

設置の趣旨に沿った地域との密接な連携について、開学3年目の1982年には、市民を対象とした公開講座を開始。続いて幼児教育学科の表現発表会を市内のホールで開催（1994年）。看護学科教員がインターネットを介して、地元住民からの健康・生活相談に助言・指導を行う「新見まごころネット」（2003年）を開始。また、地域の幼児教育者に対して研修・指導・助言等を実施する「教育支援センター」を設置した（2004年）。これらは全学規模の地域支援センターに発展した。また、地域福祉学科では、2004年から地元私立高等学校との連携授業を実施しているほか、各学科等では地域ボランティア活動を積極的に実施している。

学生の出身地域は兵庫県以西の西日本を中心に全国に分布している。2011年3月までに

4,187人の卒業生（看護学科・専攻科修了者を含む）を送り出した。初期の卒業生には、職場の幹部・中堅職員として活躍中の者もみられる。大部分は短期大学の教育目的とする保育士または幼稚園教諭、介護福祉士、看護師、保健師等の職に就いている。

表1-3 沿革

1970年3月	阿新圏域（当時の新見市・大佐町・神郷町・哲多町・哲西町で構成され、現在の阿新市域に相当）振興計画に「短期大学の誘致」策定
1973年5月	新見市振興計画に「短期大学の誘致」策定
1976年5月	新見市議会全員協議会で市長が「短期大学設置」に関する所信表明
1977年4月	新見市立商業高等学校の県営移管 跡地・校舎を短期大学設置に利用することを予定
1978年1月	新見市立女子短期大学創設準備室発足
1978年5月	新見市、阿哲郡4町（大佐町・神郷町・哲多町・哲西町）で短期大学の広域事業実施の協力要請
1978年9月	新見市、阿哲郡4町で短期大学関係議案を可決 阿新広域事務組合同規約改正（短期大学事務を追加）
1978年10月	新見市立女子短期大学創設準備室を阿新広域事務組合立短期大学創設準備室と名称変更し新発足（この1978年10月2日（月）を記念して、後に開学記念日に制定）
1979年6月	新見女子短期大学設置認可申請を文部大臣に提出
1979年9月	現3号館完成
1980年1月	文部大臣から大学設置認可
1980年2月	文部大臣から「幼稚園教員養成課程」の認定
1980年3月	厚生大臣から「保母を養成する学校」として指定
1980年4月	文部大臣から「看護婦学校」として指定 阿新広域事務組合立新見女子短期大学開学（看護学科3年制入学定員50人・幼児教育学科2年制入学定員50人）
1986年4月	看護学科入学定員を50人から60人に変更
1991年9月	学生会館完成
1992年4月	新見女子短期大学学科増設準備室設置
1995年10月	現1・2号館完成
1995年12月	文部大臣から「地域福祉学科」設置認可
1996年3月	厚生大臣から「介護福祉士養成施設」として指定
1996年4月	地域福祉学科開設（2年制入学定員50人）
1997年4月	ドメイン名 niimi-c.ac.jp を取得し、大学の公式ウェブサイト（ http://www.niimi-c.ac.jp/ ）を開設

1997年10月	入試事務を電算処理に移行
1999年4月	新見公立短期大学に大学名変更 看護学科・幼児教育学科 男女共学化
2000年4月	地域福祉学科 男女共学化 学内情報ネットワーク設置・専用線によるインターネット接続開始
2002年4月	2002年度入学生から学籍・履修・成績管理を順次電算化 図書館の蔵書検索・貸出業務を電算化
2004年4月	文部科学大臣から「保健師学校」として指定 地域看護学専攻科開設（1年制入学定員15人）
2005年2月	地域看護学専攻科が独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を受けられる専攻科として認定
2005年3月	新見市、阿哲郡4町合併により新見市立新見公立短期大学に変更
2005年11月	新見公立短期大学学位規程制定（短期大学士）
2006年3月	大学評価・学位授与機構の機関別認証評価を受け、「短期大学の評価基準を満たしている」と評価
2007年1月	法人化推進室開設
2007年11月	新見市学術交流センター・新見公立短期大学附属図書館完成
2008年4月	新見市が公立大学法人新見公立短期大学設立（法人化） 四大化準備室開設
2009年3月	新見公立大学設置認可申請を文部科学大臣に提出
2009年7月	2010年4月の新見公立短期大学看護学科学学生募集停止を文部科学大臣に報告
2009年10月	法人名を公立大学法人新見公立大学に変更
2010年4月	新見公立大学開学（看護学部看護学科：4年制入学定員60人）
2012年3月	新見公立短期大学看護学科廃止（予定）
2012年4月	新見公立短期大学地域看護学専攻科学学生募集停止（予定）
2013年2月	本館・体育館改築完成（予定）
2013年3月	新見公立短期大学地域看護学専攻科廃止（予定）

〈現状の分析・評価〉

本学の設置目的は、「広く教養を高め、看護、介護および幼児教育に関し、専門の知識と技能を深く教授研究し、良き社会人として、地域社会における保健医療、福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成すること」を目的とするものであり、学校教育法に定める短期大学設置の目的に鑑み「深く専門の学芸を教授研究し、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的」とすることに対応していることから、本学の目的は学校教育法の定めを外れるものではない。また、本学では医療・教育・福祉の専門

職業教育を目的とする短期大学であるところから、設置の目的が具体的で明確である。

構成員への周知に関して、全教職員および学生に対して冊子を配布し、学生に対しては、入学時の特別講演会およびガイダンスで説明することによって、建学の理念・設置目的・教育目標等を周知している。また、高等学校等の教員・入学希望者、一般市民等に対しては、「ホームページ」および「大学案内」に記載して周知に努めている。周知の状況について、2011年度入学生全員に対する調査で、入学前に本学のホームページを閲覧した割合は幼児教育学科と地域福祉学科で、それぞれ94%（54人中51人）および76%（51人中39人）、大学案内を閲覧した割合は同じく54%（同29人）および43%（同22人）であり、設置目的・教育目標等を含めて、十分に周知していると考えられる。

在学生については、2011年3月卒業生・修了生全員に対し、専門の知識と技能を修得することができたかどうかの調査を含む卒業時満足度調査を実施しており、専門知識・技能の修得について、幼児教育学科は83%、地域福祉学科は81%、地域看護学専攻科は73%の満足度であった。卒業生（2006年度～2010年度）については、幼児教育学科卒業生の全員が保育士登録資格を取得し、98%が幼稚園教諭2種免許状を取得している。その進路状況は、91%の卒業生が保育所、幼稚園、福祉施設などの専門職に就いており、4年制大学に編入する者が5%、一般企業に就職する者が4%である。地域福祉学科卒業生は、全員が介護福祉士登録資格、社会福祉主事任用資格を取得している。その進路状況は、85%の卒業生が特別養護老人ホーム、病院、グループホーム、老人保健施設などの専門職に就いており、4年制大学に編入する者が14%、一般企業に就職する者が1%である。地域看護学専攻科修了生については、2006年度以降の5年間の保健師国家試験合格率は100%であり、うち49%が保健師の、51%が看護師・養護教諭等の進路を選択している。以上から、本学の設置目的および各学科の教育目標は十分に達成しているものと評価している。

本学は、1980年の設置以来、入学定員の増員、学科増設、法人化、4年制大学の設置等や、地域振興の目的に沿った地域貢献の取組を実施してきた。これらは、地元地域および広く社会のニーズに対応したものであると評価している。

〈改善方策の検討〉

各学科等においては、各教育目的・目標に沿った卒業生・修了生を輩出し、大部分は、それぞれの専門的な職業に就いていることから、本学の設置目的および各学科等の教育目的・目標は、教職員、学生、高校生等の入学希望者、一般市民に十分に周知され、地域と社会のニーズに対応している現状にあるものと理解している。しかし、今後は、さらなる少子高齢化の進展と、それに伴う人口の減少などの社会基盤やニーズの変化に対応した、将来に向けての継続的な見直しが必要であると認識している。

(b) 目的・教育目標の検証

〈現状の把握〉

2008年4月の法人化以降については、毎年の年度計画に対して、短期大学の目的・教育目標を含む項目ごとの実績に関して、公立大学法人に設置された評価委員会（法人役員、併設大学の学部長、短期大学の各学科長等で構成）の委員によって、詳細な自己評価を実施し、その結果を「業務実績報告書」にまとめている。各項目については、評価内容を具体的に記載するとともに、項目ごとに4段階評価（4：計画を超えて達成、3：計画どおり達成、2：達成は計画に達していない、1：実施していない）を実施している。「業務実績報告書」は、「決算報告書」「財務諸表」などとともに、地方独立行政法人法の定めるところにより、新見市に設置された「新見市地方独立行政法人評価委員会」に報告して評価を受けている。短期大学の教育に関連する項目については、法人から、理事長（併設の大学・短期大学の学長を兼任）および教育研究担当理事（学生部長を兼任）が出席して説明している。「業務実績報告書」については、概要を「ホームページ」に掲載して開示している。

法人化以前から現在に至るまで、目的・教育目標については、卒業生の進路状況、資格取得状況、卒業時満足度調査等によって、在学生については、入学時アンケート、授業評価、各科目の成績等によって、実態の把握を行うことにより、その検証に努めている。その他、学科ごとの出願状況、入学希望者・高等学校等から寄せられる質問、オープンキャンパス等への参加者の反応、高等学校訪問時の反応等を分析することにより、本学の目的・教育目標の周知の度合いを検証している。

〈現状の分析・評価〉

従来、本学においては、在学生および卒業生の実態を把握することによって、本学の設置目的および各学科等の教育目標達成の検証に努めてきた。特に、2008年4月の法人化以降は、年度計画の評価を実施する過程で、地方独立行政法人としての社会的な説明責任を果たすという意味も加わって、学内における詳細な評価と新見市評価委員会の第三者評価が行われることとなった。検証のための制度的な枠組みが確立したことは、法人化の長所のひとつである。

現在までに2008年度および2009年度の評価を実施し、本学の設置目的および各学科等の教育目標について、計画どおり達成されているとの評価を得ている。これらから、目的・教育目標の検証については、十分に達成できているものと評価できる。

〈改善方策の検討〉

目的・教育目標の検証の結果が、短期的並びに中長期的な視点で、社会基盤やニーズの変化に対応した、将来に向けての継続的な見直しにフィードバックできるような組織的な取組が必要であると認識している。